

令和 4 年度

吉備中央町自治会代表者会議資料



吉 備 中 央 町

次 第

1	開	会		
2	あ	い	さ	つ
3	当	初	予	算
4	事	務	事	業
1)	総	務	課	 1 ～ 2 頁
2)	企	画	課	 3 ～ 5 頁
3)	税	務	課	 6 ～ 10 頁
4)	保	健	課	 11 ～ 20 頁
5)	子	育	て	推
	進	課		 21 ～ 23 頁
6)	福	祉	課	 24 ～ 26 頁
7)	住	民	課	 27 ～ 29 頁

(休憩 10分間)

8)	農	林	課	 30 ～ 31 頁
9)	建	設	課	 32 ～ 33 頁
10)	協	働	推	進
	課			 34 ～ 36 頁
11)	水	道	課	 37 頁
12)	加	茂	川	総
	合	事	務	所
				 38 頁
13)	定	住	促	進
	課			 39 ～ 42 頁
14)	吉	備	高	原
	都	市		
	事	務	所	 43 ～ 45 頁
15)	教	育	委	員
	会	局		 46 ～ 49 頁

5 地 域 活 動 事 例 紹 介

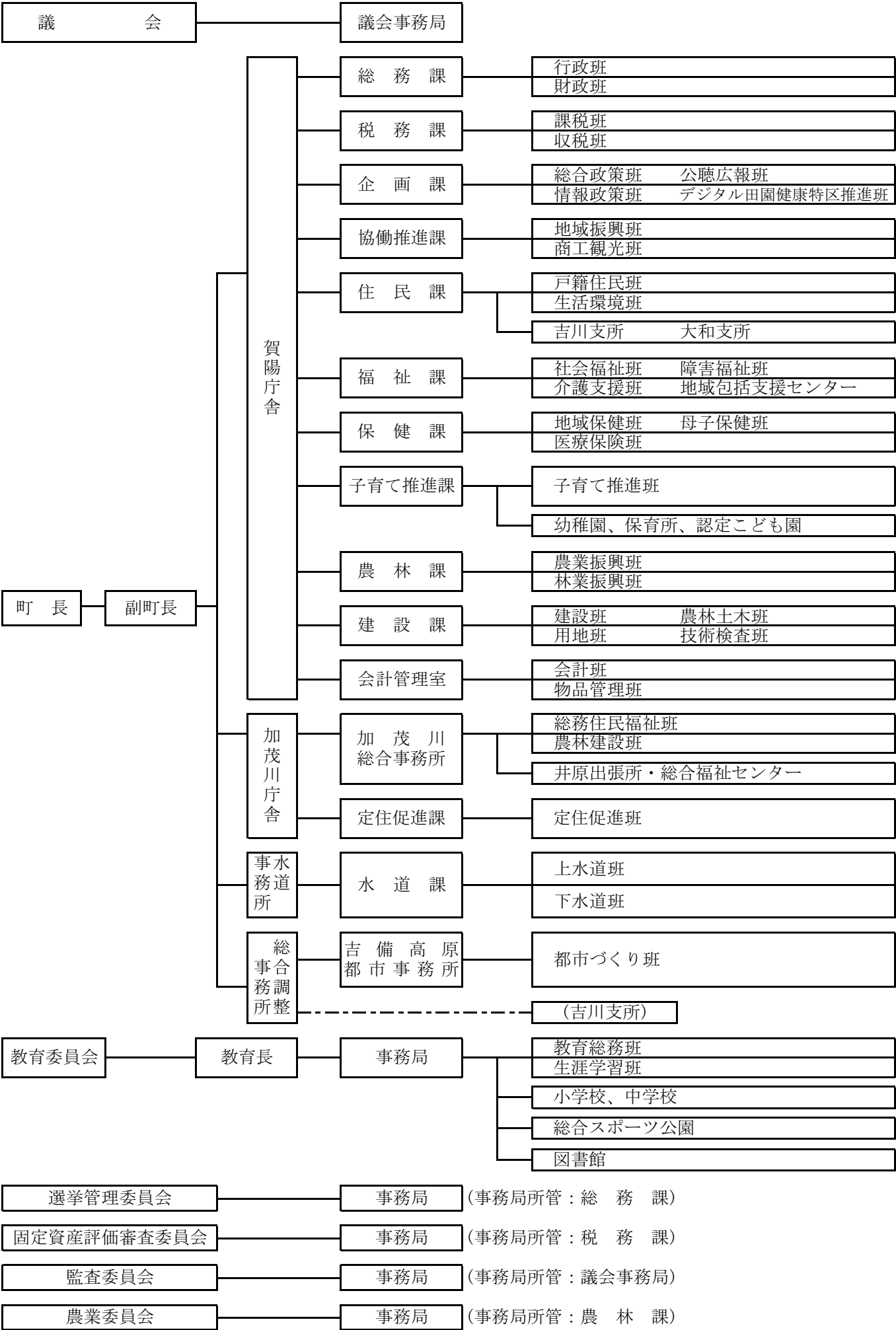
◆ アクトかみたけ

◆ 新山ほほえみ笑店

6 閉 会

吉備中央町行政組織及び機構

令和4年4月1日



1 今年度の主な事業

(1) 自主防災活動の強化

災害時には、被災者の救出や避難誘導等、行政による対応だけでは限界があるため、共助の中核となる自治会等を基礎単位とした「自主防災組織」の活動が大変重要となります。

自主防災活動の強化を図るため、防災に関する知識の普及啓発を行っていくとともに、防災活動のリーダー役となる防災士の資格取得費用や、防災活動等のために必要な防災資機材の整備費用を支援します。

[総事業費 3,619千円]

(2) 町営バス「町内巡回バス」の本格運行

きびプラザを起終点として町内を巡回する町内巡回バス（愛称：へそ8バス）について、住民ニーズに応じて運行経路や時刻表の見直しを図り、今年度中に本格運行へ移行します。

[総事業費 18,160千円]

(3) 公会堂等集会施設の整備事業

地域のコミュニティ活動を促進し地域の活性化を図ることを目的に、公会堂等集会施設の新築、改築、修繕、上下水道敷設引込工事及びエアコン等の設備の設置を行う自治会等に対して一定額の補助金を交付しています。

[総事業費 4,100千円]

(4) 高校生通学費等補助金交付事業

高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的に、通学にかかる費用に対して補助金を交付しています。

バス、電車、寮、アパート等に要する費用について補助の対象としています。

[総事業費 17,192千円]

2 主な事務事業

(1) 人事、給与、福利厚生等に関すること

(2) 町財政、財産管理に関すること

(3) 財産区、地縁法人に関すること

(4) 選挙の適正な管理、執行に関すること

〔本年度執行を予定されている選挙〕

- ・参議院議員通常選挙（7月見込み）
- ・津賀・新山・円城財産区議会議員一般選挙（9月見込み）

(5) 自治会の育成支援に関すること

- ・自治会運営費、公会堂等の改修費及び水道基本料の負担補助

(6) 生活交通対策に関すること

- ・町営バス（妙仙寺～兼信線、岡山医療センター線、町内巡回バス）の運行、福沢・杉谷～国立病院線等の委託運行、吉川～高梁線等の不採算路線に対する運行費補助
- ・デマンドタクシー（乗合タクシー）の委託運行及びふれあいタクシー料金の3分の1助成
- ・地域公共交通会議の運営

(7) 消防防災に関すること

- ・消防団の運営及び常備消防（岡山市消防局）との連絡調整
- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出
- ・消防団員の派遣依頼

1 今年度の主な事業

(1) デジタル田園健康特区（仮称）

国において、スーパーシティ型国家戦略特区制度とともに、特定課題に重点を置いた革新的事業連携型の国家戦略特区制度を、デジタル田園都市国家構想を推進する両輪として位置付けています。

町においては、デジタル田園健康特区（仮称）の指定を受け、地域における健康、医療に関するさまざまな課題解決を複数の自治体と連携し、地域のデジタル化と規制改革を強力に推進し課題解決に向けて取り組んでいきます。

また、「安定した地盤の災害に強いまち」とともに、中山間地域のモデル地区として、全国に向けてPRを行い、移住・定住を促進し関係人口の増加を図ります。

(2) デジタル社会におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

これからの目指すべきデジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を推進していきます。

デジタル技術やAI等の活用により町民の利便性を向上していくとともに、自治体業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていきます。

(3) 岡山自動車道付加車線設置工事事業

岡山自動車道は、暫定2車線区間における渋滞緩和、事故発生の軽減、緊急車両の安定走行等の向上を図るため、ネクスコ西日本中国支社とともに未整備区間（約4.5km）の4車線化工事を実施しています。本年度には、測量、土質調査・設計を順次進めていく予定です。また、早期の工事着手に向け引き続き要望活動に取り組めます。

(4) 小さな拠点整備事業

過疎・高齢化が進展し、JAやガソリンスタンド、食料品店などが閉鎖、縮小

している地域においては、高齢者等が安心して暮らしを維持していくためには、地域での互助の取組が必要となっています。町では、それぞれの地域に応じた小さな拠点づくりを応援し、これからの地域経営の新しい仕組みを作り上げる事業展開を推進します。

(5) 個人情報等の取扱いに関するセキュリティ対策

職員向けの情報セキュリティ研修等を行うとともに、情報セキュリティ対策システム機器の適切な管理、運用を実施しながら、適正な個人情報の取扱と業務実施、情報セキュリティの確保に取り組めます。

2 主な事務事業

- (1) 重要施策の企画及び総合政策調整に関すること。
- (2) 総合計画及び過疎地域自立促進計画に関すること。
- (3) 地方創生及び総合戦略の推進に関すること。
- (4) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策に関すること。
- (5) 開発事業及び国土利用計画法に関すること。
- (6) 地域情報化の推進及び町公式ホームページのシステム管理運用に関すること。
- (7) 広報紙の発行及び告知放送に関すること。
- (8) 太陽光発電事業（町営）運用に関すること。
- (9) 広域行政に関すること。
- (10) 統計調査に関すること。

3 依頼事項等

(1) 土地の形質、形状変更及び建築物の新築を伴う開発行為について

開発行為に関しては、都市計画法、県土保全条例、町条例など関係する法令や条例が多種存在します。面積等に関わらず計画段階で事前に町へご相談ください。

○町への届け出

- ・ 1,000 m²以上の土地の形質の変更
- ・ 延面積が 300 m²以上の建築物（住宅以外）
- ・ 延面積が 300 m²以上又は 5 戸以上の建築物（住宅）

○県への届け出

- ・都市計画区域（吉備高原都市は未線引区域）は、3,000 m²以上の土質の形質の変更
- ・上記以外の区域では、10,000 m²以上

（２）大規模な土地取引について

都市計画区域内で 5,000 m²以上、都市計画区域外で 10,000 m²以上の土地取引を行った場合は、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約を結んだ日から 2 週間以内に町を経由して、県に届け出が必要となります。

（３）広報きびちゅうおうについて

広報きびちゅうおうでは、広報紙に対するご意見、ご感想、身近な話題、イラストなどをお待ちしております。

掲載を希望される場合は、企画課公聴広報班までご連絡ください。

（４）告知放送施設によるページング放送の実施について

自治会長等は、行政機関からの情報伝達に関する事項、自治会等に所属する者の安全確保に関する事項、自治会等の運営に必要な連絡調整に関する事項、その他自治会長等が特に必要と認める事項をご自宅の電話機等任意の電話機から放送できます。

放送実施にあたりましては、代表者交代の際に引き継ぎいただいております「告知ページング(地区別)放送手順書」「ページング放送実施上の注意」をご確認ください。

税務課

1 主な事務事業

- (1) 個人町県民税の賦課徴収
- (2) 法人町民税の賦課徴収
- (3) 固定資産税の賦課徴収（地籍図の管理を含む。）
- (4) 軽自動車税種別割の賦課徴収
- (5) 国民健康保険税の賦課徴収
- (6) 各税の滞納整理等

2 個人町県民税について

(1) 納税義務者

1月1日現在において吉備中央町内に居住している人で、前年中に一定以上の所得があった人。

(2) 税 率

区 分	町 民 税	県 民 税
所 得 割	課税標準額の6%	課税標準額の4%
均 等 割	3,500円	2,000円

※ 平成26年度から令和5年度まで、町民税、県民税の均等割額に復興特別税として500円が加算されています。

(3) 徴収方法等

- ① 特別徴収：特別徴収義務者（給与又は年金の支払者）が給与又は年金から差し引いて納付します。
- ② 普通徴収：納税義務者が直接納付します。（納付書または口座振替）
納 期 … 年4回（6月・8月・10月・1月）

(4) 納期前納付について

第2期分以降を第1期分納期（令和4年は6月30日）までに一括納付すると、前納報償金交付規定により納付額が減額されます。

3 固定資産税について

(1) 納税義務者

1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者。

土 地…登記簿に登録されている所有者。

家 屋…登記簿に登録されている所有者又は家屋補充課税台帳に登録されている所有者。

償却資産…償却資産課税台帳に登録されている所有者。

税務課

(2) 税 率

課税標準額の 1.4 %

< 免税点 > 課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は課税されません。

土 地	3 0 万円	家 屋	2 0 万円	償却資産	1 5 0 万円
-----	--------	-----	--------	------	----------

(3) 納 期 … 年 4 回 (4 月 ・ 7 月 ・ 1 2 月 ・ 2 月)

(4) 納期前納付について

第 2 期分以降を第 1 期分納期 (令和 4 年は 5 月 2 日) までに一括納付すると、前納報償金交付規定により納付額が減額されます。

(5) その他

固定資産地籍図の写しは、賀陽庁舎内税務課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所で交付しています。

4 軽自動車税種別割について

(1) 納税義務者

4 月 1 日現在の軽自動車等の所有者。

(2) 税 率

区 分			税 率					
			【経年重課】 平成 21 年 3 月 以前に初度検査を受けた車両 ※ 1	平成 21 年 4 月 ～平成 27 年 3 月 に初度検査を受けた車両	平成 27 年 4 月以降に初度検査を受けた車両			
					標準税率	グリーン化特例適用 (取得の翌年度分に限る)		
						※ 2	※ 3	※ 4
三輪のもの			4,600 円	3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円	2,700 円	適用なし	適用なし
	貨物用	営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円	1,000 円	適用なし	適用なし
		自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円	1,300 円	適用なし	適用なし

税務課

区 分		税 率
原動機付 自転車	50cc 以下	2,000 円
	51cc～90cc 以下	2,000 円
	91cc～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円

区 分		税 率
小型特殊自動車	農耕作業車	2,400 円
	特 殊 車	5,900 円
二輪の軽自動車（側車付含む）		3,600 円
二輪の小型自動車		6,000 円

初度検査とは、初めて車両番号の指定を受ける検査のことをいいます。自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。なお、平成 15 年 10 月 14 日以前に最初の検査を受けた車両は「月」の記載がないため、その年の 12 月に検査を受けたものとみなします。

【 経年重課 】

※1 電気、天然ガス、混合メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車は除きます。

【 グリーン化特例 】

※2 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排ガス 10%低減）

※3 （乗用）：令和 2 年度燃費基準かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

※4 （乗用）：令和 2 年度燃費基準かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車

注：※3、※4については、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限ります。

三輪車の 50%、25%軽減は乗用営業用に限ります。

（3）納 期 … 5 月 3 1 日

（4）減免について

身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方が所有する自動車等で、要件に該当する場合は、1 台に限り減免を受けることができます。

減免は毎年申請が必要ですので、納期前 1 週間前までに減免申請書を提出してください。

（5）納税証明書（継続検査用）について

軽自動車税種別割の納税証明書（継続検査用）は、下記のとおりとなります。

納 付 書	納付書（領収書）に添付されています。
口座振替	口座振替済通知書に添付されています。6 月中旬頃発送予定

※ 口座振替の方で、納付期限から口座振替済通知書発送までの間に証明書が必要な場合は、賀陽庁舎内住民課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所までお越しください。

税務課

5 国民健康保険税について

(1) 納税義務者

被保険者の属する世帯の世帯主

(2) 税率表（令和3年度）

区 分	医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分 (対象：40歳～ 64歳の被保険 者)	算 定 方 法 (被保険者毎に算定)
①所得割	5.5%	2.3%	1.7%	×(所得額－43万円)
②資産割	29.6%	12.3%	13.2%	×固定資産税額
③均等割	19,600円	8,200円	8,300円	×被保険者数
④平等割	13,300円	5,600円	4,200円	×1(世帯当たり)
課税限度額	610,000円	190,000円	160,000円	

注1) 令和4年度の税率等は、7月までに決定されます。

注2) 均等割及び平等割については、世帯の所得（被保険者の所得合計）が一定基準に満たない場合に軽減されます。軽減率は、所得に応じ軽減（2割、5割、7割の3段階）があります。

注3) 年度の中で資格を取得又は喪失した場合は、月割で課税します。取得した月から喪失した月の前月までが課税されます。

(3) 税制改正について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により国民健康保険法、地方税法が一部改正されました。これにより、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児のいる世帯の子どもの均等割((2)の税率表③)保険料を軽減します。

軽減額については、軽減後均等割の残り税額からさらに5割軽減されます。本改正による軽減に関して手続きは不要です。

(4) 徴収方法等

① 普通徴収：納税義務者が納付(納付書もしくは口座振替)します。

納 期 … 年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月)

② 特別徴収：特別徴収義務者(年金の支払者)が年金から差し引いて納付します。

※特別徴収とする条件は、次のいずれにも該当する場合です。

- ・被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主
- ・年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金から差し引かれている方。
- ・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方。

納 期 … 年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)

(5) その他

社会保険等への加入・喪失は、町では把握できません。加入、喪失された場合は速やかに届出をお願いします。

届出窓口は、賀陽庁舎内保健課、加茂川庁舎内加茂川総合事務所及び各支所、出張所です。

保健課

1 今年度の主な事業

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関等との連携により確実かつ円滑に進めます。

(2) 出前講座

町内の身近な場所に保健課職員が積極的に出向き、健診、医療状況や各種保険制度についてお知らせすると同時に、疾病予防や健康増進の指導支援を行い、地域の課題について情報の共有を行い、生活習慣病等に関して健康意識を高めたいと計画しています。お気軽にお声かけください。

(3) 母子保健事業

母子健康手帳のデジタル化により、妊産婦の健康管理や育児をサポートします。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行います。

2 主な事務事業

(1) 健康づくり事業

健康づくりを応援するため、健康診査や各種健康教室を実施しています。定期的な健診や健康教室はより詳しくご自身の健康状態を把握し、保健師や栄養士のアドバイスを受け、健康づくりに役立てていただくために行うものです。

<健康診査>

検 診 内 容	対 象 者
特定健康診査	40 歳～74 歳までの国民健康保険に加入されている人
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険に加入している人
健康診査	40 歳以上で生活保護を受給されている人
歯周病検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 75, 80 歳の人及び妊婦

<がん検診>

検診内容	対 象 者	検診内容	対 象 者
乳がん	40 歳以上の女性	子宮頸がん	20 歳以上の女性
胃・大腸がん	40 歳以上	肺がん	40 歳以上

保健課

前立腺がん	50 歳以上の男性	肝炎ウイルス	40 歳以上の受けたことのない方
胃がんリスク	20 歳以上 75 歳以下（ABC 検診を個別検診で実施、過去受診者は除く）		

※集団健診は町内巡回実施、個別健診は医療機関で実施します。

<健康教室>

教 室 名	内 容	対 象 者
はつらつ健康教室 4 回／年	糖尿病・高血圧予防の講話 運動実技・調理実習等	町内在住の方
おとなの食育教室 2 回／年	ミニ講話・調理実習等	町内在住の方
3 人で歩いて健康UP事業	運動習慣の定着のための事業 (3 人一組で 2 か月間、1 人 50 万 歩を目指す。個人参加可)	町内在住在勤の方

※各戸に配布しています保健事業ガイドブックで実施日をご確認ください。

※運動習慣の普及にラジオ体操を勧めています。(告知放送 8 : 2 0 と 1 5 : 0 0)

<8020 いい歯達成者表彰事業>

歯の健康に対する意識を高めていただくために、80 歳以上の方で歯を 20 本以上有する方を表彰しています。(ただし、対象者が表彰を受けることができるのは 1 回に限ります。)

募集期間は 6 月 1 日～8 月 31 日です。達成された方には賞状と記念品を贈呈します。

(2) 母子保健事業

- ・乳児健診 ----- 年 6 回実施 ・1 歳 6 か月児健診----- 年 4 回実施
- ・2 歳 6 か月児歯科健診---- 年 4 回実施 ・3 歳 6 か月児健診 ----- 年 4 回実施
- ・離乳食教室 ----- 年 6 回実施 ・親子ふれあい教室 ----- 年 12 回実施
- ・育児中の親の心の相談 --- 年 2 回実施

※県外妊産婦乳幼児一般健康診査助成金: 里帰りで出産した妊産婦乳幼児の健康診査及び乳幼児予防接種の助成を行います。

※3 歳 6 か月児健診において、弱視を早期発見するために屈折検査を実施します。

保健課

(3) 発達支援教室（ぽけっと）

心身に障害や発達に課題のある幼児に対して、日常生活における基本的動作及び集団生活への適応訓練等の相談、指導、療育を行い、その発達を支援します。

運営は社会福祉法人吉備の里に委託しています。

実施場所：吉備の里体育センター内（火曜日・金曜日開催：要予約）

利用対象：療育を必要とする就学前までの幼児及びその保護者で、児童発達支援を利用していない者

(4) 予防接種事業

予防接種により感染の発生及びまん延を予防します。

ワクチン名	対象年齢及び接種期間	接種料
BCG	1歳未満（1回）	無料
四種混合	1期初回：生後3か月～90か月未満（20日～56日までの間隔で3回） 1期追加：1期初回3回目終了後6か月以上あけて1回	
二種混合	2期 11歳～13歳未満（1回）	
B型肝炎	1歳未満（初回：27日以上あけて2回、追加：1回目から139日以上あけて1回）	
麻しん風しん(MR)	1期 生後12か月～24か月未満（1回） 2期 5歳以上7歳未満であり小学校就学1年前から就学前日（1回）	
日本脳炎	1期 生後6か月～90か月（初回：2回 追加：2回目からおおむね1年後に1回） 2期 9歳～13歳未満（1回） ※特別措置により、平成12年6月1日～平成21年10月1日生まれの方で1期の3回がお済みでない場合、19歳まで接種機会が拡大しています。	
ヒブワクチン	生後2か月～60か月未満に4回※但し接種開始時期により回数が異なります。	
小児肺炎球菌	生後2か月～60か月未満に4回※但し接種開始時期により回数が異なります。	
水痘	生後12か月～36か月未満（3ヶ月以上あけて2回）	

保健課

子宮頸がん 予防ワクチン	小学校6年生～高校1年生相当の女子（3回：接種間隔はワクチンにより異なります） ※令和4年4月1日からの3年間、平成9年度生まれ～平成17年度生まれの女子について、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であったことから、従来の対象年齢に加え接種の対象となる予定です。	無料
こどもインフルエンザ	満1歳以上中学校3年生までの方 ※小学生までは2回、中学生以上1回助成	町内指定医療機関は助成金額1,500円を差引いた額 町外は償還払い
高齢者インフルエンザ	接種日に満65歳以上の方	1,600円
肺炎球菌 (定期)	今まで肺炎球菌の予防接種をしていない方であり、令和4年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方、又は満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能及び免疫の障害のある方	3,000円
肺炎球菌 (任意)	今まで肺炎球菌の予防接種をしていない方で接種日において65歳以上で定期予防接種の対象とならない方又は人工透析者又は慢性呼吸器疾患者 なお、町内医療機関のみの接種とする。	助成金額3,000円差し引いた額
成人麻しん風しん(MR) (定期)	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方で、町実施の風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、予防接種を実施した方が良いと認められた方（ひとりにつき1回まで）	無料
成人風しん又は麻しん風しん(MR) (任意)	19歳以上49歳までの女性及びその配偶者で、岡山県実施の風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、予防接種を実施した方が良いと認められた方（ひとりにつき1回まで） なお、町内医療機関のみの接種とする。	助成金額5,000円差し引いた額

(5) 子育て包括支援センター事業

妊娠期から子育てにわたる切れ目のない支援のために、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に行います。

- ・母子手帳交付
- ・妊産婦訪問
- ・産前産後子育て応援事業受付
- ・支援プラン作成
- ・子育てひろばでの保健指導 等

(6) 子ども家庭総合支援拠点

今年度、子どもの健やかな成長をサポートするため、18 歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象とし、様々な相談に対応するとともに関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行うための機関を設置します。

- ・ 子ども家庭支援全般に関する業務
- ・ 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
- ・ 関係機関との連絡調整

(7) 母子健康手帳デジタル化事業

母子手帳内の情報をデジタル化（ウィラバ）します。また、妊婦さんに対して母子手帳交付時にウィラバ paper を配布することにより、病気の予防や子育てに役立つ情報を発信し、安心して妊娠、出産、子育てができるようサポートします。
(令和 4 年夏ごろ開始予定)

(8) 産前産後子育てサポート事業

産前・産後の体調不良のために家事や育児が困難な家庭に必要な応じて支援員を派遣します。看護師等が家庭訪問し、妊産婦の生活面、育児面の指導、育児や家事等の支援を行います。また、移動手段のない方や乳児を連れての外出に不安のある方には移送支援サービスを行っています。(移送支援については、社協へ委託しています)

対 象 者：吉備中央町に住所を有する妊産婦及び生後 1 年未満の乳児であって、体調不良等のため家事または育児が困難であり、家族等から十分な家事または育児等の援助が受けられない方。移動手段のない方や乳児を連れての外出に不安のある方。

利 用 料：無料

利用期間：10 日以内／年（多胎児の場合は通算 20 日以内／年）

1 回のサービス時間は、1 日あたり 3 時間以内（移送支援も含む）

保健課

(9) 子育て短期支援事業

保護者の病気または仕事などの理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、保護者に代わって児童福祉施設が一定期間預かることで家庭での子育てを支援する事業です。

【短期入所生活援助（ショートステイ）】

対 象 者：町内に住所を有する２歳以上１８歳未満の児童で、保護者が病気または仕事等の理由で家庭での養育が困難となった児童

利 用 料

利用者世帯区分		利用料（１日当たり）
生活保護世帯		０円
町民税非課税世帯	父子・母子・養育家庭	０円
	その他の世帯	１,１００円
その他の世帯		２,８００円

利用期間：１回につき７日以内

【夜間養護（トワイライトステイ）】

対 象 者：町内に住所を有する２歳以上１８歳未満の児童で、保護者が仕事などで平日の夜間または休日に不在となり、家庭で養育できない児童

利 用 料

利用世帯区分		利用料（１回当たり）		
		基本利用	宿泊加算	休日預かり
生活保護世帯		０円	０円	０円
町民税非課税世帯	父子・母子・養育家庭	０円	０円	０円
	その他の世帯	３００円	３００円	３５０円
その他の世帯		７５０円	７５０円	１,３５０円

利用期間：平日午後５時から午後１０時まで（特に必要がある場合は翌朝まで）
休日午前８時から午後５時まで

【付き添い（ショートステイ・トワイライトステイ共通）】

ショートステイまたはトワイライトステイ利用時に、保護者が児童に付き添うことが困難である場合、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いを行います。

対 象 者：ショートステイまたはトワイライトステイの利用者

利 用 料

利用者世帯区分	利用料（１日当たり）
生活保護世帯	０ 円
町民税非課税世帯	０ 円
その他の世帯	100 円

（10）不妊症対策支援補助事業

不妊症の治療について助成を行うことで経済的負担の軽減を図ります。ただし、令和４年度から保険適用になったことに伴い、対象者や助成内容が変更されています。

対象者：吉備中央町に住所があり、かつ居住している夫婦

ただし、令和４年３月３１日までに治療が終了した者、または、治療期間の初日が令和４年３月３１日以前であり、かつ、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に１回の治療が終了した者

内 容：県の助成額を控除後の費用に対して１／２の額を補助

１回につき２０万円を上限とし、６回まで

ただし、治療の終了日が令和４年４月１日以降である場合の交付申請ができる回数は、上限の回数に達していない場合であっても１回のみ

（11）国民健康保険制度

国民健康保険は加入者が保険税を出し合い相互扶助のもとに運営され、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

平成３０年度から持続可能な制度の構築を目指し、国民健康保険制度の都道府県単位化がスタートしました。このことにより、都道府県が財政運営の責任主体

保健課

として中心的な役割を担うこととなり、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定及び賦課・徴収、保健事業の実施など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っています。

(12) 後期高齢者医療制度

75歳以上の人全員と一定の障害があると認定された65歳以上の人が入る医療保険で、加入者の保険料と現役世代が保険料を支援し、被保険者の疾病、負傷、死亡への給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

(13) 診療所運営事業

岡山済生会総合病院へ診療を委託しています。

- ・新山診療所 診療科目：内科
診 療 日：毎週金曜日(祝祭日は除く)
受付時間：10時～11時30分・13時～14時30分
- ・下加茂診療所 診療科目：眼科
診 療 日：第1・3・5火曜日(祝祭日は除く)
受付時間：12時～15時
診療科目：皮膚科
診 療 日：毎週水曜日(祝祭日は除く)
受付時間：9時～12時

(14) 自動体外式除細動器（AED）設置施設

AEDとは、救命措置のための医療機器です。

吉備中央町内の公共設置等に設置している場所は以下の表のとおりです。

AED（自動体外式除細動器）設置施設表

番号	住 所	施設名	詳細場所	利用状況
1	豊野 1-2	役場賀陽庁舎	庁舎内 1 階	常時利用可能
2	豊野 1-2	ロマン高原かよう総合会館	玄関	常時利用可能

保健課

3	豊野 1-1	豊野公民館	玄関	常時利用可能
4	豊野 66-1	豊野保育園	玄関	常時利用可能
5	豊野 170	豊野小学校	玄関	常時利用可能
6	上竹 2623	上竹荘公民館	玄関	常時利用可能
7	上竹 2082-2	上竹荘保育園	玄関	常時利用可能
8	上竹 2057	上竹荘小学校	玄関	常時利用可能
9	上竹 5742-8	かよう総合スポーツ公園	体育館玄関	常時利用可能
10	納地 1266-2	納地公民館	玄関	常時利用可能
11	西 278	大和公民館	玄関	常時利用可能
12	西 273-1	大和保育園	玄関	常時利用可能
13	西 205	大和小学校	玄関	常時利用可能
14	北 1977-1	道の駅かよう	事務所前	常時利用可能
15	吉川 3930-8	吉川公民館	玄関	常時利用可能
16	吉川 1134-1	子育て支援センター	園庭側通路	開館時のみ利用可能
17	吉川 892	吉川小学校	玄関	常時利用可能
18	竹部 7520-19	吉備高原小学校	職員通路	常時利用可能
19	湯山 1002	下竹荘公民館	玄関	常時利用可能
20	湯山 1014	下竹荘小学校	玄関	常時利用可能
21	湯山 1028	加賀中学校 1	職員用玄関	常時利用可能
22	湯山 1028	加賀中学校 2	体育館玄関	常時利用可能
23	井原 1-1	役場井原出張所	玄関	常時利用可能
24	豊岡上 139-1	御北小学校	玄関	常時利用可能
25	富永 1403-1	長田ふれあいセンター	玄関	常時利用可能
26	尾原 508	新山ほほえみセンター	玄関	常時利用可能
27	豊岡下 276-1	豊岡いきいきプラザ	玄関	常時利用可能
28	円城 776-1	円城小学校	玄関	常時利用可能
29	円城 540-4	総合福祉センター	玄関	常時利用可能
30	上田西 2323-4	道の駅かもがわ円城	休憩所	常時利用可能
31	上田東 2360-3	かもがわ総合スポーツ公園	事務所玄関	常時利用可能

保健課

32	下加茂 1073-1	役場加茂川庁舎	玄関	常時利用可能
33	下加茂 1220	火葬場	休憩所	開館時のみ利用可能
34	上加茂 2281-1	津賀小学校	玄関	常時利用可能
35	吉川 4874-17	吉備高原グラウンドゴルフ場	休憩所	常時利用可能

(15) A E D 貸出事業

自動体外式除細動器（A E D）を、本町で開催される各種行事等へ貸し出しを行います。

貸出対象：(1) 町が後援又は協力する行事

(2) 町内において組織する団体等が主催し、かつ、営利を目的としない行事

貸出要件：次のいずれかに該当する者を行事の開催期間を通じての会場に常時配置することを要件としています。

(1) 医師等医療従事者

(2) 消防署職員又はA E Dを使用した救命講習等を修了している者

貸出期間：原則、貸出日及び返却日を含め4日以内です。

必要な書類：貸出申請書、実績報告書

◎ 社会保障関係の制度は多岐にわたり、度々制度改正等もあり複雑で理解し難いところもありますので、詳しくは保健課（電話0866-54-1326）へお問い合わせください。

子育て推進課

1 今年度の主な事業

☆保育園・幼稚園・こども園の再編

少子高齢化の進行により園児数も減少傾向が続き、適正な園運営が成り立たない状況となっています。

これらの状況を鑑み、保護者、地元代表者等で組織する「魅力ある学校・園を考える会」が設置され、令和3年10月に園の在り方や再編についての指針を受けました。

指針を受け、現在、公立5園をすべて認定こども園に移行し、4園に再編した後、令和6年4月1日開園にむけた整備を行います。

2 主な事務事業

(1) 幼稚園・保育園・こども園の管理運営

- ・入園、退園に関すること
- ・利用者負担額（保育料）算定に関すること

○幼稚園・保育園・こども園園児数(令和4年4月1日現在)

園 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
円 城 幼 稚 園	-	-	-	R4.4～閉園			
御 北 幼 稚 園	-	-	-	1	4	5	10
上 竹 荘 保 育 園	-	1	4	5	7	7	24
豊 野 保 育 園	-	3	4	5	3	10	25
大 和 保 育 園	1	5	4	6	8	9	33
吉備高原こども園	3	12	19	19	21	15	89
私立にこにこ ふたばこども園	1	6	12	5	11	13	48
合 計	5	27	43	41	54	59	229

(2) キッズパーク運営事業

きびプラザ2階のスペースを活用し、乳幼児が安全に遊べる屋内の遊び場として、大型遊具、ままごとコーナー、ブロックコーナー、知育玩具などを配置して

子育て推進課

います。

また、屋外の遊び場として、きびプラザの芝生広場に児童用・園児用コンビネーション遊具、ネットクライミング、水遊び場等を整備し充実を図っています。

(3) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば“ゆう”の運営)

未就園の乳幼児や保護者及び妊婦さんを対象におしゃべりや、遊びを通して、仲間づくりや子育ての悩み、育児の情報交換の場を提供します。

実施場所：子育て支援センター

実施日時：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

午前9時～午後2時

利用対象：未就園の親子、妊婦

(4) 一時保育事業

保護者の就労形態の多様化等により、家庭において一時的に保育ができない未就園の乳幼児を預かり、保護者にかわって保育を行います。

実施場所：子育て支援センター

利用日時：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始は除く）

午前8時～午後6時（8時間以内）

利用料金：1時間200円

(5) 障害児支援事業

発達が気になる児童に対し、児童デイサービスなどの療育を通して個々に応じた支援を行います。障害サービス利用に伴う受給者証の発行、給付費の支払を行います。また、全園を対象に社会福祉士による巡回指導を実施し、職員が支援の必要な子どもに対する援助の方法などを学びます。

(6) 乳幼児食育推進事業

幼稚園、保育園、こども園、子育てひろばにおいて、栄養指導や食育教育を行い、健康な身体、豊かな心を育むための食育を推進します。

(7) 放課後児童クラブ支援事業

子育て推進課

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を行う児童クラブ（7クラブ）を支援し、運営等の指導を行います。

（８）児童手当の支給

次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するため、支給対象児童を養育している方に児童手当を支給します。

支給対象：中学校修了前（満15歳以後の最初の3月31日までの間）の子ども
 〈児童手当支給額〉

		所得制限未満の者	所得制限以上の者
3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～小学生	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

（９）子育て世帯応援金の支給

子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の定住を促進するため、出産・育児に係る応援金を支給します。

本町に定住の意思を持ち、現に町内に居住し、かつ、住民登録を行っている方が対象になります。

支給額

第1子 { 1,000,000円
 3回に分けて支給します。
 出生時30万円・3歳時20万円・小学校入学時50万円

第2子以降 300,000円

1 今年度の主な事業

(1) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができることを目標として、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が認知症の方やその家族を包括的に支援します。

また、認知症医療・介護にかかる研修、認知症の方やその家族の居場所づくり(認知症予防カフェ)を普及することにより、地域全体で認知症の方を支えられるように自助、互助のネットワーク強化を推進します。

(2) 障害者福祉の推進

障害者(児)の自立した生活を支援するため、関係者のネットワーク機関である障害者等地域自立支援協議会では、情報交換や研修の開催、また、専門部会(精神保健・教育保育・就労支援・生活支援・事例検討委員会)内で各々の専門に応じた支援会議を開催し、質の向上を図っています。

また、令和3年度より「地域生活支援拠点等整備事業」として、障害者やその家族の高齢化、障害の重度化、親亡き後を見据えて、緊急時には一時的に障害者の保護や24時間体制で電話相談対応を行っていますが、今後も社会福祉法人吉備の里の他、町内の入所施設、短期入所施設とも協力しながら事業を推進していきます。

(3) 地域づくりの推進

高齢になってもご自身の力を生かして可能な限り自立した日常生活を送ることができ、住み慣れた地域で、地域の方と関わり、活動的な状態を長く維持できるよう、地域の支え合い体制を構築し、互助を基本とした地域づくりを、推進します。取組として、住民主体の集いの場や、集いの場への付添活動(通所付添サポート事業)、はつらつ元気体操の支援、拡充を図っていきます。

(4) 成年後見制度の利用の推進(令和4年4月1日開設)

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、財産の管理や福祉サービスや施設への入所に関する契約など、よく分からないまま不利益な契約をしてしまわないよう家庭裁判

所によって選ばれた人（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

当センターでは、成年後見相談窓口や地域の支援者としての町民後見人の養成事業等を展開していきます。

2 主な事務事業

（１）社会福祉事業

生活保護及び生活相談、民生委員児童委員、日本赤十字社、戦没者遺族等援護、災害時避難行動要支援者台帳の作成

（２）高齢者福祉事業

老人クラブ育成、要援護高齢者生活用具給付事業、福祉移送サービス事業、ふれあいタクシー運行助成事業、配食サービス事業、寝具類等クリーニングサービス事業、家族介護用品支給事業、高齢者ふれあい交流事業

（３）障害者福祉事業

身体・知的・精神障害者手帳に関する事務、障害支援区分認定調査・審査、障害者総合支援サービス、心身障害者医療、特定疾病患者等療養交通費助成

（４）介護保険事業

介護認定調査・審査事務、介護保険給付事務、介護保険料の賦課・徴収事務

（５）地域包括支援センター運営事業

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防の推進、認知症相談支援の充実、在宅医療・介護連携、地域ケア会議の推進、任意事業（家庭内事故等対応体制整備事業、グループホームの家賃等助成事業等）

（６）成年後見相談センター事業

成年後見制度の利用相談・普及啓発、成年後見人の受任者調整、町民後見人の養成・支援等

3 依頼事項

(1) 日本赤十字社会員増強月間への協力について

日本赤十字社では5月の赤十字運動月間に併せて赤十字社会員増強運動を実施しています。寄せられました会費は、日本赤十字社の活動財源として広く災害時の救護活動やボランティア活動に役立てられています。

今年度は5月の広報紙配付とともに会費の取りまとめを自治会代表者、婦人会、女性の会等へお願いいたしますので、ご協力の程よろしくをお願いします。

(2) 地域福祉関係出前講座について

地域福祉推進に関連して、認知症高齢者、発達障害者理解の研修、差別解消法講座のご希望がありましたらご連絡ください。

(3) 災害時避難行動要支援者台帳の作成について

災害の発生時、避難に支援を要する方を、民生委員を通じて台帳に登録し、毎年5月に更新のための訪問を行っています。

この情報は、災害時及び平時の本人の支援のために、必要に応じて警察・消防・役場・自治会へ情報提供ができます。

また、その方の個人プランの作成を順次進めて行きます。避難の支援を誰がするのか、どこへ避難するのか等のプランを、自主防災組織、自治組織等と一緒に作成していきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。

(4) ボランティア募集について

○ 通所付添サポート隊

町内の通いの場に自力参加が難しい高齢者の通所付添を行っていただける隊員を募集しています。

1 今年度の主な事業

- ・ 生ごみ処理容器・処理機器設置補助金

家庭で生ごみ処理容器・生ごみ処理機器を購入される方に対し、購入費の2分の1（容器が10,000円、電気式処理機が30,000円を限度）を補助。

- ・ ごみ減量化協力団体報奨金制度

P T A等のごみ減量化団体に対し、資源ごみ1kgあたり5円を補助。

- ・ ごみ収集ステーション設置事業補助金

自治会で共同設置される、現在使用中のごみ収集ステーションを、新設又は改築する場合に実事業費相当額（事業費または100,000円に設置基数あるいは、参加する自治会等の数を乗じた額のいずれか低い額）を補助。

- ・ 交通等支障木伐採除去事業補助金

自治会単位で実施する交通支障木の伐採に対し、作業員1人、1日当たり5,000円を補助。委託の場合は委託費の3分の2を補助。限度額はそれぞれ20万円。

- ・ 自動車急発進防止装置整備費補助金

町内に住所を有し、かつ、65歳以上で、自動車急発進防止装置を設置される方に対し、20,000円を交付。

- ・ 防犯灯設置事業補助金

自治会が自ら維持管理する防犯灯の新設、更新及び修理について、事業費の3分の2（1,000円未満は切り捨て、それぞれ限度額あり）を補助。

- ・ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金

町内に住所を有し、かつ、65歳以上で、特殊詐欺等被害防止対策電話機器を設置される方に対し、購入費の2分の1（5,000円を限度）を補助。

- ・ さわやかな町づくり推進事業交付金

地域において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる団体に対し、活動に必要な物品を購入した場合に30,000円を限度として交付金を交付。

- ・ 防犯カメラ設置支援事業補助金

自治会その他の地域的な共同活動を行う団体が自ら維持管理する防犯カメラの設置について事業費の5分の4（限額は防犯カメラ1台につき、200,000円を限度）を補助。

- ・犯罪被害者等支援金

犯罪行為により亡くなられたものの遺族に対し、３００，０００円を交付。
傷害を受けたものに対し、１００，０００円を交付。

２ 主な事務事業

１）窓口業務

- ・転入・転出・出生・死亡等の受付
- ・戸籍・除籍、住民票、各種諸証明書の交付及び印鑑登録
- ・原付自転車等の標識交付
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）等交付事務

２）年金

- ・国民年金異動届及び裁定請求書の受理
- ・国民年金保険料免除申請書の受理
- ・年金相談会の開催

３）交通安全・生活安全対策

- ・交通安全意識の啓発・春、秋の交通安全運動・交通安全対策協議会
- ・防犯対策（防犯灯）
- ・交通安全施設等の要望（加茂川地域は自治会、賀陽地域は交通安全協会において取りまとめ）

４）交流センター

- ・交流センターの管理運営

５）人権、行政相談会の開催

- ・毎月の相談会開催

６）畜犬の登録・狂犬病予防事務

- ・犬の登録、狂犬病予防注射の実施

７）し尿・ごみ処理

- ・し尿処理 … 汲み取り受付・収集・運搬・集金を業者へ委託。
- ・ごみ処理 … 家庭ごみの分別・収集・運搬、不法投棄防止の啓発
指定ごみ袋は、４５リットル袋と２０リットル袋の２種類
- ・ごみ減量化の推進

- 8) 火葬・墓地
 - ・埋火葬の申請受付及び許可
 - ・町営墓地の管理運営、個人墓地の経営許可
 - ・火葬場指定管理者の指導監督
- 9) 旅券（パスポート）
 - ・申請の受付及び交付
- 10) 消費生活相談会の開催
 - ・毎月の消費生活相談会開催
- 11) 空家等対策
 - ・周囲に悪影響をもたらす空家等への措置

1 今年度の主な事業

(1) 頑張る農家応援事業

農業を営む者が農作業の効率化、生産性の向上並びに労働負担の軽減を図るために、農業機械の導入に要する経費を予算の範囲内において補助します。

ただし、5年間（平成30年度から令和4年度まで）で1回のみの交付となります。

(2) 草刈り応援隊事業

高齢化や後継者不足等の理由により、自力では草刈り作業が困難となった人を支援することを主な目的とする団体(草刈り応援隊)の設置を推進するため、その団体の設立及び活動に要する経費を予算の範囲内において補助します。

ただし、設立補助金は、平成31年度から令和4年度までに設立し、活動を開始した団体に対し交付します。活動補助金は、設立の翌年度から3年間交付します。

(3) 農業機械免許取得事業

農業の安全で効率的な機械化の推進を図るため、町内で就農する農業者が自動車学校において大型特殊免許又はけん引自動車免許を取得する経費を予算の範囲内において補助します。

(4) 経営所得安定対策の啓発推進

経営所得安定対策を有効に活用し、需要に応じた主食用米の生産と新規需要米や大豆等の作付けによる水田のフル活用を推進し、農家所得の向上を図るため、制度への加入並びに交付金等請求にかかる手続きを支援します。

(5) 農業被害等による小型鳥獣捕獲許可

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び環境省令により、小型の鳥獣で被害に苦慮されている、住宅等の建物内・農業被害の防止の目的で農業者等自らが捕獲する場合、狩猟免許を受けていない人でも、申請により小型の箱わな等による捕獲をすることに条件を付して許可します。

許可期間：申請のあった月から起算して翌々月の末日(3か月以内)まで

対象鳥獣：アナグマ・ヌートリア・タヌキ・ハクビシン・ノウサギ等の小型の鳥獣

※ イノシシやニホンザル等の大型の鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許の取得等が必要です。狩猟免許の取得にあたっては、取得費用の一部助成を行っています。

(6) 森林経営管理事業

森林環境譲与税を活用し、町内の森林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、町内にスギやヒノキの人工林を所有している方に、今後どのように経営や管理していきたいか、意向調査を順次実施しています。

町に経営や管理の委託を希望される場合は、所有者とともに経営や管理の計画を定め、計画を実施するため必要な権利を町へ委託していただきます。

2 主な事務事業

(1) 農業振興事業

農作物・果樹の普及推進、新規就農者の育成支援、施設園芸作物の推進、制度資金、農業振興地域の計画変更、日本型農業直接支払（多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払）、担い手育成、米の需給調整、6次産業化・地産地消

(2) 農業委員会事務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律に関する手続き及び農業者年金に関する手続き

(3) 林業振興事業

町有林の育成管理、森林経営管理事業、里山整備促進、森林(保安林を含む)伐採の届け出、猟政事務、有害鳥獣対策・駆除、狩猟免許がない方への小型鳥獣捕獲許可

なお、森林内の立木伐採を行う場合は、伐採日の30日前までに届け出が必要

(4) 環境緑化事業

(社)岡山県緑化推進協会岡山支部が実施する「緑の募金」関係事業で、募金及び苗の配布 募金目安額 200円/戸

募金の時期：4月下旬～5月中旬(区長・班長へ依頼文送付)

申請の時期：6月下旬～7月中旬(広報7月号に掲載)

申請団体：町内の自治組織等の団体

苗木の種類：ソメイヨシノ・ドウダンツツジ 他 約90種類

1 今年度の主な事業

- ・道路整備草刈事業

地域の交通の安全、道路災害の防止等を目的として、集落と集落を結ぶ町道について、交通に支障となる路肩、路側等の草刈りを行う自治会等に対し、予算の範囲内で補助を行います。

年1回の作業を対象とし、1 Km 当たり 3 万円を年1回交付、ただし、10 万円を限度とします。

- ・町道改良事業

生活道路としての機能を確保するとともに、緊急車両の通行や消防活動など防災機能の確保を目的として行います。

- ・町道道路維持事業（防災安全交付金事業）

老朽化が進む道路施設の長寿命化を目的として、道路施設の点検により健全性の把握等を行い、予防保全による長寿命化を推進します。

- ・ため池の管理指導及び整備事業

受益者の皆さんに管理して頂いている農業用ため池の、管理指導、及び老朽等により支障のあるため池の改修工事の促進を図ります。

- ・ため池の廃止事業

営農上の受益が無くなり、かんがい用としての機能も失い、堤体に樹木等生え、危険な状態にあるため池については、申請により堤体の掘り割りによる機能廃止を町において行います。

- ・農地農業用施設災害復旧事業

異常気象（24 時間雨量が 80 mm 以上、又は 1 時間雨量が 20 mm 以上等）により崩壊した農地及び農業用施設の復旧について、国の補助対象とならない小規模な災害について、単独町費による補助を行います。

2 主な事務事業

1) 土木事業

町道改良事業・舗装事業・維持補修事業

2) 農林土木事業

農林関係土地改良事業

(ため池改修・井堰改修・用排水路改修・農道整備・林道整備)

3 主な補助制度

土木・農林関係事業補助制度

(新規補助申請は10月までにお願いします。)

別冊「各種助成制度等一覧」をご覧ください。

1 今年度の主な事業

(1) 協働のまちづくり寄付金事業（ふるさと納税）

町内米作り農家の皆さんへの応援と、美味しい町内産コシヒカリのPR、そして吉備中央町の知名度アップを目指して、平成26年度から取り組んだ「米作り農家応援事業」を更に拡充し、重点的に取り組みます。

〔令和4年度事業計画〕

寄附金獲得目標額 : 12億円

コシヒカリ募集数量 : 1,839t (30,650俵)

支 払 額 [60kg 1俵あたり]

(1等米) 17,500円 (米代12,000円+支援金5,500円)

(2等米) 16,500円 (米代11,000円+支援金5,500円)

(2) 地域おこし協力隊事業

総務省の支援のもとに、都市部からの若手人材を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら地域の活性化に貢献してもらう取り組み。

今年も、都市部から移住した若者たちが、吉備中央町の魅力を都市部へ発信するとともに、平成28年から始めた公営塾、吉備高原都市住区のPR・サービス機能強化、観光資源を活用した町のPR等を行いながら、地域の皆さんと共に地域の活性化及び定住促進を目指します。

(3) 吉備中央町住宅リフォーム事業の実施

地域経済の活性化及び町民の住環境の改善を図るため、町民が町内建築業者を活用して行う、既存住宅のリフォームに対して補助を行います。

(4) 各種催事の実施 (☆印：予定)

予定実施日	内 容	備 考
☆ 5 月上旬	岩倉山ウォーキング	観光協会協賛
☆ 7 月中旬	レインボーフェスティバル	総合会館周辺
☆ 1 0 月 3 日	わっしょい和んさか吉備高原フェスタ	吉備高原都市内
時期未定	なんでも鑑定団	総合会館

※この他にもたくさんの行事を企画します。皆さんお揃いでお出かけください。

2 主な事務事業

(1) 地域振興及び協働のまちづくりの推進

地域の活性化、住民の連携及び行政との協働のまちづくりを推進するため、住民や地域づくり団体等が主体となって行う新たな地域づくり事業を支援します。

(2) 国際交流の推進

国際交流を通じて、地域文化を尊重し合う協調性や、幅広く柔軟な国際感覚を身に付けた人材の育成を目指します。

(3) 総合会館の管理、運営

ロマン高原かよう総合会館の運営を行うとともに、自主事業や共催事業を開催し、芸術文化の振興を図ります。

また、トレーニングルームの開放により、町民の健康増進を図ります。

○総合会館の施設利用について

休 館 日：毎週月曜日・毎月第3日曜日・祝祭日・年末年始

夜間開放：水曜日は21時まで開放

(4) 商工業の振興

商工会活動について支援を行い、魅力ある商店の整備・形成を図ります。

また、小規模事業者を対象として、創業時や事業承継時に必要となる経費を補助する制度を設け、地域の活性化と商工業の元気回復に向けた支援を行います。

（５）観光による地域振興

自然環境や歴史、文化、農業などの町の特徴を、観光・交流資源として活用し、観光協会や関係団体と連携した各種イベントの開催による観光振興を図ります。

また、町内の観光資源を「癒し」をテーマにブラッシュアップし、滞在体験型観光による地域振興を推進します。

（６）各種観光関連施設の維持振興

道の駅かよう、道の駅かもがわ円城、アストロコテージガリレオ、片山邸、といった観光関連施設の維持振興を図ります。

水道課

1 今年度の主な事業

区 分	工 事 等 の 名 称	摘 要
上 水 道	・ 竹部配水池場内配管改良工事 ・ 賀陽地区監視装置更新工事	
下 水 道	・ 吉備高原浄化センター管理棟耐震化等工事 ・ 吉備高原浄化センター汚泥脱水設備等更新工事	

2 主な担当業務

- 上水道班 ・ 上水道事業
- 下水道班 ・ 下水道事業 ・ 合併処理浄化槽

(1) 水道の現況

(令和2年度末)

水 道 事 業	給水件数 (件)	区 域 内 人 口 (人)	給水人口 (人)	普 及 率 (%)	水 源 種 別
吉備中央町 上水道事業	5,123	10,788	10,475	97.1	岡山県広域水道企業団 より受水、竹谷ダム、河 平ダム、浅井戸(御北)

(2) 下水道の現況

(令和2年度末)

下 水 道 事 業	処理件数 (件)	区 域 内 人 口 (人)	処理人口 (人)	水洗化率 (%)	処 理 区
吉備中央町 下水道事業	1,103	2,482	2,280	91.9	吉備高原、尾原、井原・ 豊岡上、下加茂・上加 茂・竹部
合併処理浄化槽 整備事業	1,338	8,298	4,479	54.0	吉備中央町下水道事業 以外の区域
合 計	2,441	10,780	6,759	62.7	

加茂川総合事務所

主な事務事業

(1) 窓口業務関係

- ◎ 転入・転出、死亡、出生等に係る届出受付及び手続
- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑登録、印鑑証明書の交付
- ◎ マイナンバーカード（個人番号カード）等の交付
- ◎ 旅券（パスポート）申請受付及び交付
- ◎ 税務証明等の交付（地籍図含む）
- ◎ 原付自転車・小型特殊自動車の標識交付及び返納
- ◎ 自動車臨時運行許可証の交付

(2) 各課業務関係

- ◎ 国民健康保険、国民年金の資格取得・喪失届出受付
- ◎ 各種医療（国民健康保険、後期高齢者、小児・ひとり親家庭等・心身障害者・自立支援医療等）に係る申請受付及び被保険者証・資格者証等交付
- ◎ 子育て支援（児童手当、児童扶養手当）に係る申請受付
- ◎ 介護保険、社会福祉、障害者福祉に係る申請受付
- ◎ 農林・建設課所管事業の諸届出等の受付

(3) 出納業務関係

- ◎ 町税、使用料、寄付金等の収納

(4) 施設維持管理

- ◎ 加茂川庁舎、農村環境改善センター、ハートオブおかやま会館、井原コミュニティセンター、総合福祉センターの施設維持管理

井原出張所

主な事務事業

- ◎ 転入・転出、死亡、出生等に係る届出受付
- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑証明書の交付
- ◎ 税務証明の交付及び原付自転車・小型特殊自動車の標識交付及び返納
- ◎ 国民健康保険、国民年金の資格取得・喪失届出受付
- ◎ 介護保険、社会福祉、障害者福祉に係る申請受付
- ◎ 町税、使用料、寄付金等の収納

総合福祉センター

主な事務事業

- ◎ 住民票、戸籍・除籍、印鑑証明書等の交付
- ◎ 税務証明の交付
- ◎ 町税、使用料等の収納

1 今年度の主な事業

(1) 首都移転を考えるシンポジウムの開催について

地方の人口減少の要因となっている東京一極集中に一石を投じるため、地震などの自然災害が少なく、空港からの距離も近い当町への首都機能などの移転を促すためのシンポジウムを実施します。

2 主な事務事業

(1) 定住促進事業に関すること

【住みたいまち定住促進事業】

町内に定住する意思のある方へ奨励金等を交付し、若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを図ります。

① 住宅取得奨励金

自己の居住のため住宅を新築された方に奨励金を交付します。

- ・分譲地（吉備高原都市住区又はハートフルタウン分譲地）

対 象：町内に住民票を有し居住する50歳以下の方

基本額：70万円

※ 申請者が子育て世帯、または婚姻10年以内の夫婦いずれかの場合は、70万円（基本額）に、さらに20万円を加算します。

- ・民有地（分譲地以外の町内）に新築

対 象：町内に住民票を有し居住する50歳以下の子育て世帯、または婚姻10年以内の夫婦のいずれかの方

基本額：50万円

② 就業奨励金

町内に居住する方が卒業後初めて就業する場合に5万円を交付します。

③ Uターン I ターン奨励金

町内にU・Iターンで転入された世帯（方）に奨励金を交付します。

- ・交付対象者のみの場合：3万円

- ・交付対象者以外の同居者がいる場合：5万円

※ 同居者が中学生以下の子どもの場合は、3万円/人を加算します。

④ 結婚祝金

町内に居住する方が婚姻した場合に、祝金として5万円を交付します。

⑤ 民間賃貸住宅入居奨励金

民間賃貸住宅を子育て又は新婚世帯の方が新たに契約し町内に居住する場合に奨励金として、家賃の3か月分（上限24万円）を交付します。

【移住・定住の支援】

移住希望者や宅地取得の支援をすることで定住の促進を図ります。

① お試し暮らし住宅

移住者の住居探しの拠点等として提供します。

② お試し暮らし支援事業補助金

移住者支援として宿泊施設等を利用する費用を補助します。

③ 宅地分譲購入補助金

ハートフルタウン分譲地を購入した方に、分譲価格の30%を補助します。

【空き家の有効活用】

空き家を町の資源として捉え、有効活用することを支援します。

① 空き家リフォーム事業補助金

空き家をリフォームする際の経費総額に3/10を乗じた額を補助します。
（上限50万円）

② 空き家片付け事業補助金

空き家バンク登録物件の片付けを所有者及び利用者が行う際の費用の1/2以内を補助します。（上限20万円）

③ 空き家情報提供奨励金

・登録奨励金

自治会から情報提供のあった物件が空き家バンクへ物件登録された場合に、自治会に1万円を交付します。

・成約奨励金

登録奨励金の対象物件が空き家バンクを通じて成約した場合に、自治会に3万円を交付します。

④ 吉備高原都市住区空き家売却奨励金

吉備高原都市内の空き家の所有者が、空き家の売買契約を締結した場合、30万円を交付します。

(2) 結婚推進に関すること

町内の若者等の婚姻を促進し、地域の活性化と定住の推進を図ることを目的とし、結婚推進協議会や協議会所属団体等が実施する婚活イベントや独身男女の婚活のサポート、また、結婚推進委員などが行う縁結び活動への奨励金交付等を行います。

① 縁結び活動奨励金

独身男女の婚姻をサポートする方を奨励します。

- ・ 出会い事業： 1万円/回
- ・ 成婚事業： 10万円/組

② 結婚相談所入会サポート奨励金

結婚相談所への登録料等を補助します。

- ・ 入会奨励金：登録料等の1/2を乗じた額(上限3万円)
- ・ 婚姻奨励金：2万円

③ 結婚新生活支援事業補助金

所得が一定の基準を満たさない者の婚姻に伴う新生活（住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引越し費用）を支援します。

- ・ 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 最大60万円
- ・ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 最大30万円

④ オンライン縁結びサポート事業

結婚相談所のお見合いシステムに登録し、カウンセラーからお相手選びや交際アドバイス等のトータルサポート(1年間)を受けることができます。

その費用の一部を補助します。

(3) 企業誘致に関すること

岡山県と連携し、製造業を中心とした、本町の特性に適合した企業の町内への進出や投資を支援することで、雇用の創出と地域の活性化を図ります。

（４）雇用に関すること

岡山県やハローワークなどの関係機関と連携し、雇用促進イベント等を行うことで、企業及び求職者の雇用促進を図ります。

1 今年度の主な事業

(1) 吉備中央町の中心拠点としての都市づくり

吉備高原都市内に整備された都市基盤などの資源活用の効率化を図りながら、移動や物流、医療・福祉や教育などの生活全般に関する複数分野での日常的なサービス機能の向上を図り、都市内住民にとどまらず、地域外の住民にとっても便利で暮らしやすいまちづくりのために、既存の都市公共施設の利用促進とそれに伴う安全点検・改修等に引き続き取り組みます。

(2) 吉備高原都市住区の分譲地販売促進

吉備高原都市は、県の中央部に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、自然災害も少なく、活断層がない硬い岩盤の安定した地盤であるため、安全で安心な居住地として、首都圏等からの移住の受け皿として近年注目されていることから、県とともに住区の未分譲地の販売促進に努めます。

○吉備高原都市住区の分譲状況

【分譲状況】（令和4年2月末現在）

（単位；区画 ٪）

区 分	区 画 数	分 譲 済	残区画数	分 譲 率
前期（南・北）	431	408	23	94.7
後期（東・西）	420	211	209	50.2
計	851	619	232	72.7
集合住宅用地	4	4	0	100.0
合 計	855	623	232	72.9

【住区別契約状況】（令和4年2月末現在）

（単位；区画）

年 度	S62 ～ H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	計
前期計画区域	398	0	3	3	0	0	0	2	1	0	0	0	1	408
後期Aゾーン	102	4	6	4	13	6	5	8	10	9	11 (5)	14 (8)	19 (13)	211 (26)
計	500	4	9	7	13	6	5	10	11	9	11	14	20	619
集合住宅用地	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4
合 計	500	4	9	7	13	7	5	13	11	9	11	14	20	623

※住宅供給公社から県が引継ぎ、H22年9月から直接分譲中

（ ）書き…うちハウスメーカー等の協力（パートナーシップ事業）による分譲数

【地域別購入者数】

（単位；人 %）

地 域	H22～R3	割 合
岡山県内	91	76.5
首都圏	15	12.6
近畿地方	6	5.0
そ の 他	7	5.9
計	119	100

※集合住宅用地除く

【年代別購入者数】

（単位；人 %）

年 代	H22～R3	割 合
20・30代	49	41.2
40・50代	39	32.8
60・70代	29	24.3
80代	2	1.7
計	119	100

※集合住宅用地及び法人購入(1)除く

□後期計画Aゾーン住区の概要（県再分譲後）

項 目	東 住 区	西 住 区
分 譲 開 始	平成 9 年 10 月 4 日	平成 10 年 10 月 3 日
再 分 譲 日	平成 22 年 9 月 1 日	
価格改定日	平成 31 年 2 月 15 日	
1 区画面積	平均 約 390 m ²	平均 約 423 m ²
分 譲 単 価	平均 約 9,400 円／m ²	平均 約 9,200 円／m ²
1 区画価格	平均 約 3,664 千円	平均 約 3,890 千円

※面積及び価格は平成 31 年 2 月 15 日現在

2 主な事務事業

- （１）都市計画に関すること。
- （２）吉備高原都市の建設促進に関すること。
- （３）吉備高原都市内の施設維持管理に関すること。

3 依頼事項等

- （１）吉備高原風致地区内における建築等の規制に関する許可について

都市計画区域内には、樹林地・丘陵地・水辺地などの良好な自然環境の保持が必要な区域として指定されている風致地区があり、この地区での建築等の行為についてはあらかじめ町へ申請し、許可を受ける必要があります。

1 今年度の主な事業

(1) 小学校の統合に関する取り組み

統合再編整備基本計画に則り、教職員、P T A・保護者代表の方を委員とした準備委員会を設置し、教育計画、通学対策、校名・校章・制服などの検討を進めていく。

また、開校までに、円城小、豊野小、吉備高原小学校の内装、外装などの修繕を順次行う。

(2) 公営学習塾による中学生への学習支援事業

町内の中学生を対象として、公営学習塾（K i i +）による生徒の学力向上に取り組む。また、生徒自ら課題を見つけ将来について考えられるような探究授業や地域の未来を担う人間力の育成に向けたカリキュラムの開発を行っていく。

対 象 者：中学生

科 目：英語・数学

実 施 日：月曜日～金曜日 16時～（部活動がある日は時間変更あり）

利用料金：1・2年生（週1回）1,500円/月額

3年生（週2回） 3,000円/月額

(3) 小学6年生みんなの絆づくり事業

感受性豊かな世代の町内の小学6年生が、規律正しい団体行動のもと自然の風土や文化に接しながら交流し、中学生へステップアップする上で大切な仲間としての絆づくりを行う。

期日：令和4年8月1日（月）～2日（火）

場所：岡山県内（予定）

【生涯学習関係の主な事業一覧】

事業名	月 日	場 所	対象者
スポーツフェスティバル （スポーツ協会主催）	7月10日（日）	かもがわ総合 スポーツ公園	町民
小学6年生みんなの絆づくり事業	8月1日（月） ～ 2日（火）	岡山県内	小学6年生
読書フェスティバル	8月（予定）	ロマン高原か よう図書館	小学生以下

生涯学習フェスティバル	12月3日（土）	ロマン高原か よう総合会館	町民
成人式	R5年1月8日（日）	きびプラザ	新成人
早春マラソン大会 （スポーツ協会主催）	R5年2月12日（日）	上竹地域	制限なし
総合文化祭 （文化協会主催）	R5年3月12日（日）	ロマン高原か よう総合会館	制限なし
人権教育講座	年間6回 （内1回視察研修）	下竹荘公民館 他	制限なし
ちびっ子チャレンジ教室 （小学生の体験教室）	6月から年6回程度	募集：4月頃	小学生
ヤングボランティア事業 （中学生のボランティア事業）	6月から年10回程度	募集：4月頃	中学生

＊町民の皆さんのご参加をお待ちしております。

2 主な事務事業

（1）幼児・学校教育の充実

- ・ G I G Aスクール構想実現に向けて、学習用端末を1人1台配備した I C T機器を活用して学習環境の充実を図る。
- ・ 地域の実情にあわせ、土曜日の子どもの居場所づくりや、開かれた学校づくりを促進するために土曜日授業を実施する。
- ・ 各学校・園では、子どもの心に寄り添いながら、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を培い、子どもの居場所づくりに努めるとともに、地域の方の協力を得て、子どもの安心・安全の確保に努める。
- ・ 放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組み、園・学校や地域社会が一体となって体験学習を重視した活動を推進する。
- ・ A L T（外国語指導助手）等の活用を図り、国際感覚の醸成に努めるとともに、幼稚園及び小学校での英語活動を進める。（外国語指導助手3名配置）
- ・ 総合的な学習の時間をはじめ各教科の指導の充実を図るために、積極的に地域の教材の活用にも努めるとともに、地域の人々に積極的に関わってもらい、郷土

に根ざした学習を構築する。

- ・食育の重要性を再認識するため、地元産の食材に親しむ機会を増やし、好ましい食習慣を始めとした基本的生活習慣の育成に努める。
- ・学校給食調理場と連携を密にして、安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努める。
- ・読書の重要性の啓発と朝読書・読み聞かせ等により読書に親しむ習慣を身に付けるよう推進する。
- ・教育研修所の実践を通して、教員の資質向上に努める。

(2) 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

- ・公民館や図書館等と連携し、より良い地域社会の形成や、学習成果の活用により生涯学習活動を支援する環境づくりに取り組む。また、出前図書の普及活動を行い、広く図書に親しめる環境づくりを提供する。
- ・すべての人々の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指した、人権教育の充実を図る。
- ・文化創造活動の振興と文化財の保存・活用に向け、文化に親しむ環境づくりや文化による地域づくりの担い手の育成に努める。
- ・生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりに向け、スポーツ・レクリエーションの推進と社会体育施設の管理運営・機能充実に努める。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

- ・子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を図り、家庭の教育力を高めるため、県発行の「家庭学習のスタンダード」を活用するなど、保護者への家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談体制の強化に努める。
- ・地域住民の参画による「地域教育協議会」や「放課後子ども教室」を中心に学校教育・放課後等の活動・家庭教育の支援を効果的に推進する。

(4) 青少年の健全育成

- ・ちびっ子チャレンジ教室や中学生のヤングボランティア活動を通じて、青少年の社会性や規範意識、思いやり、自尊感情など、豊かな心を育む道德教育や体験活動の充実に努める。
- ・問題行動や非行等への効果的な対応を図るため、関係機関と連携した取り組みを推進する。
- ・スマホ・ネット問題等の情報モラル教育の充実、学校・地域・家庭等が連携した見守り体制の構築に努める。
- ・生まれ育った地域への理解を深める教育を推進し、郷土愛の醸成を図る。

教育委員会事務局

令和4年度 児童・生徒数見込一覧表

(令和4年4月8日 現在での見込数)

小 学 校	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
津 賀 小 学 校	7	2	5	5	8	10	37
円 城 小 学 校	8	10	9	9	14	9	59
御 北 小 学 校	6	7	2	12	8	13	48
上 竹 荘 小 学 校	5	10	7	8	10	7	47
豊 野 小 学 校	5	11	14	11	13	10	64
下 竹 荘 小 学 校	2	1	4	2	0	4	13
吉 川 小 学 校	3	6	3	4	3	6	25
大 和 小 学 校	11	9	11	15	6	13	65
吉備高原小学校	21	17	18	13	9	13	91
小 学 校 計	68	73	73	79	71	85	449

中 学 校	1 年	2 年	3 年	計
加 賀 中 学 校	55	65	69	189